

## 南アルプス市事後審査型条件付一般競争入札試行要領

### (趣旨)

第1条 この告示は、南アルプス市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する工事をいう。以下「工事」という。）に係る事後審査型条件付一般競争入札の試行に関し、入札参加者の、申請手続の負担軽減及び事務の効率化を図るとともに、入札への参加機会の確保及び入札に係る一層の透明性、公平性の向上、公正な競争の促進を図ることを目的とし、南アルプス市財務規則（平成15年南アルプス市規則第42号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 事後審査型条件付一般競争入札の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、予定価格が3,000万円以上の工事とする。ただし、工事の特殊性、専門性等の事情により事後審査型条件付一般競争入札による方式が適さない場合は、この限りではない。

### (入札参加資格要件)

第3条 事後審査型条件付一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号。）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 南アルプス市の建設工事入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 南アルプス市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う入札（以下「電子入札」という。）にあつては、財団法人日本建設情報センター及び財団法人日本港湾空港建設技術サービスセンターが電子入札コアシステム対応認証局として指定した者が発行した電子証明書を取得し、電子入札システムに利用者登録を行った者であること。
- (4) 南アルプス市建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成15年南アルプス市告示第65号。以下「措置要領」という。）による指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 共同施工方式で施工する場合であつては、南アルプス市共同企業体取扱要綱（平成15年南アルプス市告示第67号。以下「取扱要綱」という。）第7条第1項の規定による構成員要件を満たし、特定建設工事共同企業体を結成すること。

- (6) 法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、対象工事ごとに定める事項を満たす者であること。

(市長が定める資格)

第4条 市長は、前条第7号の資格を、施行令第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、案件ごとに定め、公告に記載するものとする。

- 2 市長は、前条第7号の参加資格を定めるときは、南アルプス市入札参加資格審査委員会設置要綱(平成19年8月16日南アルプス市訓令第35号)に規定する南アルプス市入札参加資格審査委員会の審議を経て決定するものとする。

(入札の公告)

第5条 市長は、事後審査型条件付一般競争入札を実施するときは、規則第175条に規定する事項のほか次に掲げる事項を公告するとともに、入札情報公開システム及び南アルプス市のホームページに掲示することにより行うものとする。

- (1) 紙媒体により行う入札(以下「紙入札」という。)にあっては、南アルプス市事後審査型条件付一般競争入札参加申出書(様式第1号の1又は様式第1号の2。以下「参加申出書」という。)の提出期限及び提出場所。電子入札にあっては、電子入札システム内に収められた様式のうち、競争参加資格確認申請書(以下「参加申請書」という。)の提出期限。ただし、参加申請書の提出が不要な電子入札案件(以下「ダイレクト入札」という。)は除く。

(2) 落札者の決定方法

- (3) 前2号に掲げるもののほか、入札に関し必要な事項

- 2 前項の公告の内容については、総務部管財契約課において閲覧できるようにするものとする。

(入札参加等)

第6条 対象工事の紙入札に参加しようとする者(以下「紙入札参加者」という。)は、参加申出書を持参により、電子入札(ダイレクト入札を除く。)に参加しようとする者(以下「電子入札参加者」という。)は、参加申請書を電子入札システムにより公告に示す期日までに提出するものとする。ただし、電子入札参加者の中に紙媒体により電子入札に参加しようとする者(以下「電子入札紙参加者」という。)がいるときの参加申請書の提出方法は、持参によるものとする。

- 2 入札に参加できる者は、紙入札にあっては、参加申出書を提出した者とし、電子入札にあっては、参加申請書を提出し市長が入札参加を認めた者及びダイレクト入札に参加する者とする。ただし、市長が必要であると認めた場合は、受付期限を定め、入札参加の意思確認のため、事前に第9条第3項に掲げる書類を提出させることができるものとする。

(入札参加資格の喪失)

第7条 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該入札参加者を事後審査型条件付一般競争入札に参加させないものとする。

- (1) 第3条、第4条の規定による入札参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 第6条の規定による提出書類等に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 入札参加者が措置要領に規定する指名停止措置を受けたとき。

(入札の執行)

第8条 事後審査型条件付一般競争入札において、入札に参加する者の数が2人に満たないときは、入札を執行しないものとする。

- 2 再度の入札は、1回までとする。ただし、予定価格を事前公表した案件については、再度入札は行わない。

(開札及び入札参加資格確認審査書類の提出)

第9条 開札は、紙入札にあっては、公告に示す日時及び場所において、電子入札にあっては、公告に示す日時に電子入札システムにおいて行うものとする。

- 2 入札執行者は、開札したのち、予定価格の制限の範囲内(最低制限価格を設けた場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内)で入札した者を落札候補者とし、紙入札にあっては、価格の低い順に3番目までその入札価格及び落札候補者の名前を読み上げ、落札を保留し、開札を終了する。電子入札にあっては、電子入札システム内に収められた様式のうち、保留通知書に価格の低い順に3番目までの入札価格及び落札候補者の名前を記載し、電子入札システムにより入札参加者に通知して、開札を終了する。この場合において、当該電子入札に電子入札紙参加者がいるときは、電子入札システムによる通知と合わせ、紙入札と同様に価格の低い順に3番目までその入札価格及び落札候補者の名前を読み上げ、落札を保留し、開札を終了するものとする。

- 3 落札候補者のうち、次の入札参加資格を確認する書類(以下「確認書類」という。)の提出を求められた者は、指定する日時及び場所まで持参により提出しなければならない。ただし、ダイレクト入札にあっては、指定する日時までに電子入札システムにより提出するものとする。

提出書類	区分	
	共同企業体を結成する場合	左記以外の場合
入札参加資格確認申請書	様式第2号の1	様式第2号の2
同種工事等の施工実績	様式第3号	
配置予定技術者の資格及び経験	様式第4号	
資格要件等総括表	様式第5号	
特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書	取扱要綱様式第2号	必要なし
特定建設工事共同企業体協定書	取扱要綱様式第3号	必要なし
その他	上記以外で市長が必要と認める資料等	

- 4 落札候補者が前項の規定に基づく確認書類を期限内に提出しないとき又は、落札候補者が入札参加資格確認のために入札執行者が行った指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。
- 5 前項の規定により落札候補者のした入札を無効としたときは、その者の次順位の者に第3項に規定する確認書類の提出を求める。

(入札参加資格の審査及び落札者の決定等)

- 第10条 市長は、最も入札価格の低い落札候補者（以下「第一位の落札候補者」という。）から順に、確認書類の審査を行うものとし、前条第3項に規定する確認書類の提出期限の翌日から起算して3日以内（閉庁日を除く）に審査を行うものとする。ただし、落札候補者の審査に疑義が生じたときは、南アルプス市公正入札調査委員会（以下「公正委員会」という。）に諮り、落札者としての適否について意見を聴くものとし、この場合における確認書類の審査は、3日を超えて行うことができるものとする。
- 2 前項の規定による審査の結果、第一位の落札候補者が入札参加資格要件を満たしていない場合には、その者の入札を無効とし、次に低い入札価格の落札候補者(以下「次順位の落札候補者」という。)について確認書類の審査を行うものとする。
  - 3 市長は、前2項の審査の結果、入札参加資格を満たす者が確認された場合、その者を落札者として決定し、紙入札にあっては、落札決定通知書（様式第6号の1又は様式第6号の2）により落札者に通知し、電子入札にあっては、電子入札システムにより落札者に通知するものとする。

- 4 市長は、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して、紙入札及び電子入札(ダイレクト入札を除く。)にあっては、落札候補者資格不適合通知書(様式第7号の1又は様式第7号の2)により通知し、ダイレクト入札にあっては、電子入札システムにより落札者に通知するものとする。
- 5 前項の規定により入札参加資格を満たしていないことの通知を受けた者(以下「不適合通知受理者」という。)は、当該通知を受けた日から起算して3日以内(閉庁日を除く)に、入札参加資格を満たしていないと認められた理由(以下、「不適合理由」という。)についての説明を、書面により求めることができるものとする。
- 6 市長は、不適合理由についての説明を求められた場合には、当該書面を受けた日から起算して3日以内に、書面により回答するものとする。なお、回答については、公正委員会の審議を経て決定することができる。
- 7 不適合通知受理者は、不適合理由の説明を求めても事務の執行を妨げないものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、事後審査型条件付一般競争入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年6月6日告示第75号)

この告示は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成21年11月25日告示第165号)

この告示は、公布の日から施行する。